

令和 6 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局産業創造課）

項 目 名	産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の見直し及び延長		
税 目	登録免許税 租税特別措置法第 80 条第 1 項		
要 望 の 内 容	産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置について、中堅・中小規模の事業者による事業規模拡大等を目的としたグループ化を促進するための措置等を講じるとともに、適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 百万円 (▲5,000 百万円の内数) (ー 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を強力に推進することにより、国内の過剰供給・過当競争構造を解消し、産業の新陳代謝の促進を通じた我が国産業の競争力強化を図る。

(2) 施策の必要性

グローバル化の進展やデジタル革命により不連続かつ急激に経営環境が変化中、企業がイノベーションによる付加価値の創出や生産性の向上を通じ持続的な成長を実現していくためには、既存の事業の収益性を深化しつつ、新たな成長分野を探索する所謂「両利きの経営」を目指し、貴重な経営資源をコア事業の強化や自前主義によらず将来の成長事業への投資に集中させるという不連続の事業ポートフォリオの見直しが必要とされている。

特に、既存の事業分野とは異なる新規分野への投資を行う場合には、通常、不確実性が高く、大きなリスクを伴うため、新規分野への投資資金を確保する観点からも、事業ポートフォリオの継続的な見直しを通じて資本効率が高い事業ポートフォリオへの転換を実現し、キャッシュフローの充実を図ることがこれまで以上に重要になっている。

こうした中、経済産業省では、これまで産業競争力強化法に基づく事業再編計画や各種税制措置により M&A をはじめとする事業再編を後押ししてきたが、日本企業における事業ポートフォリオ検討の必要性について認識は高まりつつあるものの、複数の事業セグメントを有する企業の利益率が世界的には未だ低く、十分に事業ポートフォリオの組替えが行われていない状況となっている。

「経済産業政策新機軸部会 中間整理（令和4年6月13日公表）」、PBR1を割る企業が東証一部上場企業の半数近くを占めるなど、企業価値を十分伸ばしきれていない現状を踏まえ、企業価値創造に向けた意識改革が必要であり、事業ポートフォリオの見直しとこれに応じた事業再編の実行を随時行うことが重要であることから、事業再編実務指針を参考に、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況について検討し、公表することを企業に求めることとしている。

こうした状況を踏まえれば、引き続き我が国経営者の事業再編に係る「決断」を促すことが必要であり、再編行為に伴う登録免許税の税率軽減を措置し、事業ポートフォリオの見直しと事業再編を円滑化することで、我が国事業者の生産性向上を推進していく必要がある。

また、我が国の産業競争力をさらに加速していくためには、大企業を上回る売上高等の伸びがあるなど、日本経済・地域経済の牽引役として期待される中堅・中小企業の成長を後押しすることが重要である。このため、成長志向の中堅・中小企業が規模拡大等を目的として、複数の事業者を合併等によりグループ化し、経営効率化や経営資源の集約化によるシナジー効果を発揮していく取組を重点的に支援することが重要である。

以上の理由から、中堅・中小規模の事業者による規模拡大等を目的としたグループ化を促進するための措置等を講じるとともに、本税制の適用期限を令和9年3月31日まで延長する。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政策の達成目標	認定事業再編計画に基づく政策支援を通じて、事業再編による経営資源の有効活用により、事業者の生産性の向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）
		同上の期間中の達成目標	令和8年度に、事業者の生産性（ROIC(投下資本利益率)）を令和5年度より2%、有形固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和5年度より5%向上させる。
	政策目標の達成状況	<p>○ROIC（投下資本利益率）の実績 2019年度（令和元年度）10.2% 2020年度（令和2年度）9.4% 2021年度（令和3年度）9.5%</p> <p>※SPEEDA 上場企業データに基づき、以下のとおり算出 ROIC＝（営業利益＋減価償却費＋研究開発費）÷（有利子負債残高＋自己資本）</p> <p>○有形固定資産回転率の実績 2019年度（令和元年度）2.84 2020年度（令和2年度）2.57 2021年度（令和3年度）2.64</p> <p>※財務省法人企業統計に基づき、以下のとおり算出 有形固定資産回転率＝売上高÷有形固定資産＋ソフトウェア</p>	
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度～令和8年度 22件程度／年 ※既存制度による件数のみ
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		現在までに産業競争力強化法に基づき主務大臣の認定を受けた事業再編計画124件のうち、123件の計画が登録免許税率の軽減措置を活用しており、活用割合が高い施策である。また、単に事業再編を行うだけでなく生産性向上や新サービス開発等の取組を実施する事業者に対して税制を適用する仕組みとしていることで、我が国産業競争力の強化に寄与しているものと考えられる。	

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	債権放棄時の資産評価時の損金算入、認定株式分配に係る課税の特例																								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																								
	要望の措置の妥当性	<p>本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や新たな生産方式の導入などの取組を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずるものである。</p> <p>本措置により、合併や分割等といった事業構造の変更に係る費用を軽減し、新たな取組等を促して生産性の向上を図ることは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。</p>																								
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績	<p>【登録免許税の軽減措置を利用した計画の認定件数（123件）】 （単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>14</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>19</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	14	14	9	16	8	11	11	19	21						
		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022																
		14	14	9	16	8	11	11	19	21																
		<p>【事業再編計画の認定を受けた企業が営む業種（123件）】 （単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>製造業</td><td>43</td></tr> <tr><td>金融業、保険業</td><td>19</td></tr> <tr><td>運輸業、郵便業</td><td>11</td></tr> <tr><td>卸売業、小売業</td><td>9</td></tr> <tr><td>電気・ガス・熱供給・水道業</td><td>8</td></tr> <tr><td>建設業</td><td>7</td></tr> <tr><td>不動産業、物品賃貸業</td><td>7</td></tr> <tr><td>生活関連サービス業、娯楽業</td><td>6</td></tr> <tr><td>情報通信業</td><td>6</td></tr> <tr><td>宿泊業、飲食サービス業</td><td>4</td></tr> <tr><td>サービス業（他に分類されないもの）</td><td>2</td></tr> <tr><td>学術研究、専門・技術サービス業</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	業種	件数	製造業	43	金融業、保険業	19	運輸業、郵便業	11	卸売業、小売業	9	電気・ガス・熱供給・水道業	8	建設業	7	不動産業、物品賃貸業	7	生活関連サービス業、娯楽業	6	情報通信業	6	宿泊業、飲食サービス業	4	サービス業（他に分類されないもの）	2
業種	件数																									
製造業	43																									
金融業、保険業	19																									
運輸業、郵便業	11																									
卸売業、小売業	9																									
電気・ガス・熱供給・水道業	8																									
建設業	7																									
不動産業、物品賃貸業	7																									
生活関連サービス業、娯楽業	6																									
情報通信業	6																									
宿泊業、飲食サービス業	4																									
サービス業（他に分類されないもの）	2																									
学術研究、専門・技術サービス業	1																									
<p>【減収額（見込み含む）】 （単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,978</td> <td>14,420</td> <td>2,135</td> <td>2,468</td> <td>546</td> <td>4,236</td> <td>5,455</td> <td>3,398</td> <td>4,556</td> </tr> </tbody> </table>	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	1,978	14,420	2,135	2,468	546	4,236	5,455	3,398	4,556								
2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022																		
1,978	14,420	2,135	2,468	546	4,236	5,455	3,398	4,556																		

		※各年度の減収額は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記した時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	登録免許税の軽減措置を講ずることにより、合併や会社分割等に係る資本・資産に係るコストを軽減し、事業再編を促進することは我が国産業の生産性の向上に有効な手段である。昨年度までに事業再編計画の認定を受けた事業者は、124者（全省庁ベース）のうち123者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和4年度までに終了した計画（全40計画）のうち、30計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。
	前回要望時の達成目標	令和5年度に、事業者の生産性（ROIC（投下資本利益率））を令和3年度より2%、有形固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和3年度より5%向上させる。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	事業再編計画の認定を受けた事業者は、124者（全省庁ベース）のうち123者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和2年度までに終了した計画（全40計画）のうち、30計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。また、残りの10計画については市場環境の悪化、原材料費の高騰などの外部要因によるものであり、これらの変化によるやむを得ない計画を除けば目標を達成している。
	これまでの要望経緯	登録免許税率の軽減措置 平成25年度創設（平成26年1月～） 平成28年度2年間延長 平成30年度2年間延長 令和2年度2年間延長 令和4年度2年間延長（生産性の向上要件の見直し） （同様の措置を講じていた産活法における要望経緯） 平成11年度 創設 平成12年度 税率引き下げ 平成13年度 2年間延長 平成15年度 5年間延長（但し平成18年以後、一部縮減） 平成19年度 措置拡充（対象計画追加） 平成20年度 2年間延長 平成21年度 1年間延長（会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ） 平成22年度 1年間延長 平成23年度 一部縮減（産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる） 平成24年度 1年間延長